

上場会社監査事務所登録制度、法制化検討

監査の「質」、 会計士法で規律へ

近年、監査法人を大手から中小に変更する上場会社が相次いでいるが、こうした中、「監査の質」の向上を目的とした公認会計士法の改正が検討される方向であることが判明した。

現状、上場会社の監査を行う監査法人が十分な能力・体制を有していることを担保する仕組みとして「上場会社監査事務所登録制度」があるが、十分に機能していないとの指摘がある。そこで金融庁は、公認会計士法を改正し、これを法律に基づく制度として規律することを検討する。

また、同じく公認会計士法の改正により金融庁によるモニタリングも強化され、「虚偽証明に係る監査手続」、すなわち個別の問題事案を金融庁が扱えるようにすることも視野に入れている。

さらに、現在は主に大手及び準大手の監査法人しか受け入れていない監査法人のガバナンス・コードの受け入れを中小監査法人にも求める方向。これに伴い、コードの内容を中小監査法人でも受け入れられるものに改訂することも検討する。改訂後のコードも受け入れられない中小監査法人は上場会社の監査から“退場”させられる可能性もある。そうなれば、こうした監査法人に依存していた上場会社は監査報告書を得ることができなくなり、最悪の場合、上場の維持が難しくなるケースが出てくることもあり得るだろう。



監査報酬の引き上げにより契約解除に誘導も

周知の通り、近年、業績が悪かったり規模が大きい上場会社を中心に、監査法人を大手から中小に切り替える事例が相次いでおり（本誌750号40頁参照）、これに伴い、上場会社の監査を担う中小規模の監査法人が急増している（図表1参照）。

上場会社が監査法人を大手から中小に切り替える大きな目的の一つが、監査報酬の引下げだ。なかには、大手監査法人があえて監査報酬を引き上げることで、不正会計等のリス

誘導しているケースもあると言われている。実際、監査法人を変更した多くの上場会社では監査報酬額が減少している（図表2参照）。

こうした中小監査法人による上場会社の監査の増加に伴い問われているのが、監査の「質」だ。金融庁は、大手監査法人から事監査契約を事実上解除された上場会社が中小監査法人の下で“緩い”監査を受け、結果として不正会計の温床となりかねないことを懸念しているとみられる。

最新号（11月15日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。